

いじめ防止等のための学校基本方針

令和7年4月
丹波市立青垣中学校

いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、県民総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（兵庫県いじめ防止基本方針より）

はじめに

すべての生徒が安全・安心が保障された環境の中で生き生きと学び、健やかな成長を遂げてくれることは社会全体の切なる願いである。しかし、近年いじめにより生徒に深刻な被害を与える事態が発生しており、全国でいじめの重大事態の発生件数は増加傾向にある。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめは、いじめを行う生徒だけでなく、同調したり、はやしたてたりする「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」によって行われることもあり、これらの生徒を再びいじめに向かわせないための取組が必要になる。次代を担う子どもたちの心や身体に大きな傷を負わせることになるいじめは絶対に防がなくてはならない。また、そのためには、市民全員があらためて「いじめは重大な人権侵害である」という認識を共有し、学校内外でいじめを許さない風土づくり、安全・安心な社会づくりを推し進めていくことが強く求められる。「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応はもとより、自己を見つめ、人間としての在り方、生き方に関する思考を育むとともに、相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にしながらも自ら正しいと判断した行動をとれる態度を身に付けさせることが大切である。令和4年6月に成立した「こども基本法」や令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」を踏まえたうえで、本校基本方針は、このような基本理念をもとに策定することとする。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

いじめの態様

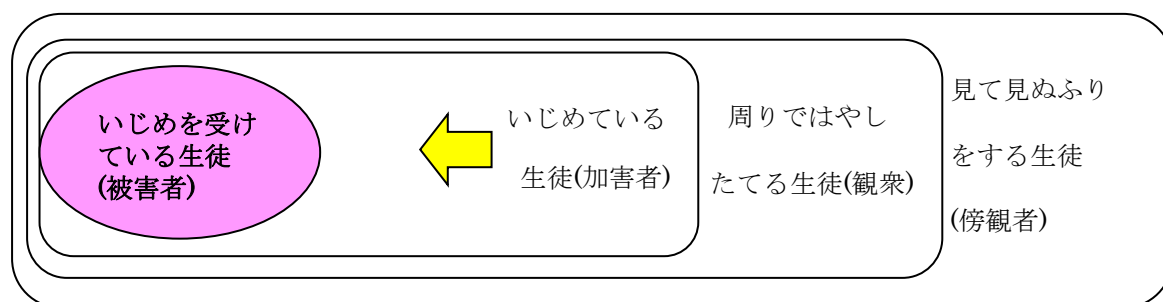
【心理的なもの】

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (4) SNSを使って誹謗中傷や嫌なことをされる。

【物理的なもの】

- (1) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (2) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (3) 金品をたかられる。
- (4) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

「いじめ」を明確にすることよりも、いじめにつながる可能性がある全ての事例に対して、適切に対応することである。いじめの構造として、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒との関係だけで捉えることはできない。いじめは、下図のような四層構造になっている。



周りではやし立てる生徒（観衆）や見て見ぬふりをする生徒（傍観者）の立場にいる生徒も結果として「いじめ」を助長していることになる。いじめられている生徒（被害者）といじめている生徒（加害者）との関係は、立場が逆転する場合もある。周りではやし立てる生徒（観衆）や見て見ぬふりをする生徒（傍観者）が仲裁者となれるように指導することが大切である。

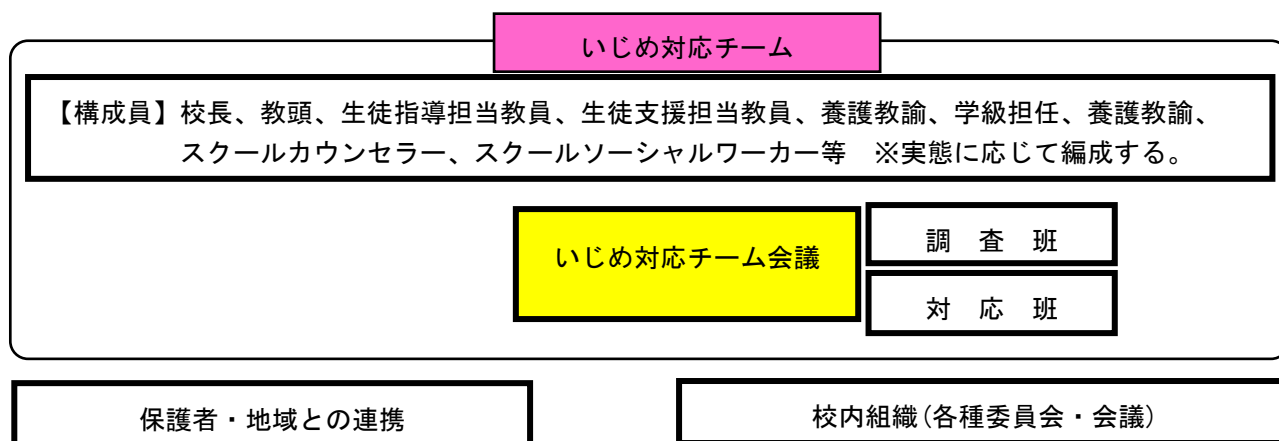
いじめの原因は、学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、生徒のストレスのはけ口として「いじめ」が発生することが多い。相手の人権の配慮に欠け、差異、個性を柔軟に受け入れることができないことにより、「いじめ」が発生する。

2 青垣中学校「いじめ対応チーム」の設置

いじめ防止対策指針法第22条に基づき、本校におけるいじめ防止等に関する取組を実効的に行うために設置し、組織的な対応を行う。また、その設置について地域・保護者に広く周知する。

役割

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) いじめ防止基本方針の策定 | (4) 年間計画の企画と実施 |
| (2) いじめの未然防止、早期発見、早期対応 | (5) 年間計画の進捗のチェック |
| (3) 教職員の資質向上のための校内研修 | (6) 各取り組みの検証を行う。 |



- ・ いじめ問題の対応にあたっては、担任等一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であるため、その中核となる「いじめ対応チーム」を設置し、学校の指導方針や対策を確立するとともに、生徒指導委員会、生徒支援委員会、学年会議、職員会議等において、当該生徒の状況をはじめ、いじめに関する情報の共有化が図れるように報告、連絡、相談等の体制を整備しておく必要がある。
- ・ 認定こども園、小学校、中学校、高等学校間の連携により、孤立しがちな児童生徒や発達障害等特別な配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。特に、小学校の指導内容等について情報交換を行った上で、一貫した体制作りを行う。
- ・ 策定、見直しに当たっては、校長を中心に教職員全員が検討するのみならず、生徒、保護者、地域住民等と話し合う機会を設けて、意見を取り入れるよう努める。（PDCAサイクルの実行を含む。

3 いじめの未然防止

基本的な考え方

- (1) いじめは、どの生徒、どの学校・学級でも起こり得るという認識、またどの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実に基づき、生徒をいじめ被害から守り、いじめに向かわせないよう、日常のあらゆる活動において積極的に取り組む必要がある。
- (2) いじめは人として決して許されない人権侵害であるという認識のもと、いじめの未然防止に取り組む。
- (3) 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (4) 集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
- (5) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

未然防止のための措置

【学級経営の充実】

- ・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う学級集団づくり
- ・生徒の自発的、自主的活動を保障した活気ある学級集団づくり
- ・正しい言葉遣いができる学級集団づくり（いじめの大半は言葉によるものが多い）
- ・ルールや規範が守られる学級づくり

【学校の教育活動全体を通した生徒への指導】

- ・ホームルーム活動、委員会活動、学校行事（儀式的行事、文化的行事、野外研修・修学旅行、奉仕的行事）等の特別活動及び部活動における自己存在感を与え、自己有用感や共感的人間関係を育む取り組みを推進する。
- ・道徳の時間においては、いじめを許さない心情を深める工夫をし、人権意識の高揚を図る。特に、思いやりや生命、人権を大切にす指導の充実に努める。
- ・楽しい授業、わかる授業を通して、生徒の学び合いを保障する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、情報モラル教育を推進する。

【教職員の資質能力向上】

- ・法令の理解や危機管理意識の向上など、いじめの防止等に係る校内研修の実施~~＝~~
- ・人権教育・教育相談・生徒指導・特別支援教育の領域等の積極的な受講~~＝~~
- ・スクールカウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修を年間2回実施~~＝~~

【教職員による点検】

- ・「いじめ未然防止プログラム」など、いじめ対応マニュアルやの学校いじめ防止基本方針を活用し、教職員で実施~~＝~~

【相談体制の充実】

- ・定期的な教育相談のみならず、生徒が希望する時には、相談ができる体制を整える。
- ・「いじめ報告・相談アプリ」等、学校以外の相談体制の啓発を行う。

【生徒自らが、いじめの問題について主体的に学び、いじめを防止する取り組み】

- ・丹波市いじめ・暴力防止市民フォーラムへの参加
- ・いじめ暴力ゼロ月間等、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動
- ・SNSの使用について、ルールを自分たちで考える取組等

【保護者、地域、関係機関との連携】

- ・ ひょうごっ子悩み相談、兵庫県警サイバー犯罪対策課等、インターネット上の書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等について専門的な助言や支援を受ける。
- ・ 法令等の規定を踏まえ、保護者の責務及びその遵守についてPTA活動等を通じて、周知を図る。

4 いじめの早期発見

基本的な考え方

- (1) いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃から生徒と信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、得られた情報については共有する。
- (2) 定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下での対応を図るなど生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

早期発見のための措置

【生徒の実態把握】

- ・ 休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検

多くの教師が様々な教育活動を通して生徒と関わることにより、発見の機会を多くする。例えば、教室から職員室に戻る経路を時々変えたり、子どもたちのトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。

日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していくことも大切である。日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておく。

- ・ タブレットでの心の健康観察による把握
- ・ チェックリストによる観察

【定期的な教育相談】

- ・ 保護者との教育相談（4月）、保護者との個別懇談（7月・12月）、生徒との教育相談（毎学期）、スクールカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリング

【教師間の情報交換や各種調査】

- ・ 学期に1回以上のアンケート調査や教育相談を実施して、いじめの兆候となる情報を定期的に収集、記録し、教職員で共有する。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年・学校全体で共有する。

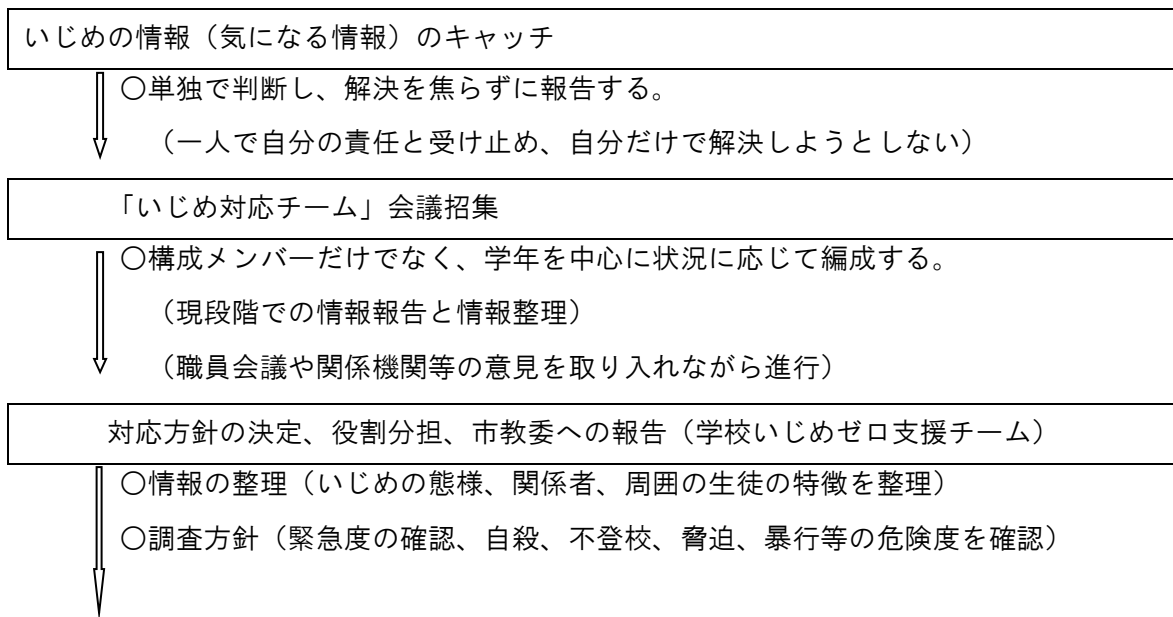
- ・遅刻、欠席、早退等を把握し共通理解を図る。特に、学年はじめや長期休業日明けなど、生徒の人間関係に変化が訪れる時期や学年末でクラス替えに不安を感じる頃に注意する。
- ・学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知し、いじめを訴えることは人権と命を守る立派な行為であることを日頃から指導しておく。そして、保護者や地域からの情報提供に耳を傾けるようにする。

5 いじめに対する措置（いじめの早期対応）

基本的な考え方

- （１）いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることが多い。いじめられている本人からの訴えがない場合は潜在化しやすく、早期発見が難しい。また、ネット上のいじめは周囲から見えにくく、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされるいじめも増加している。このように、いじめ、中でも「暴力を伴わないいじめ」は、早期発見が難しいが、だからこそ学校では、さまざまなきめ細かな取組を通して、認知能力を高め、早期発見が可能になるような体制を構築する必要がある。
- （２）いじめを発見、またはいじめの通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対応チーム」で情報共有し、今後の対応について検討する。また、学校で抱え込むことなく、速やかに丹波市教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援を要請する。
- （３）いじめの事実を確認した場合は、被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

いじめを発見、またはいじめの通報を受けたときの対応



○役割分担（事情聴取と支援、全体指導、保護者や関係機関への対応）

事実究明

↓ ○事情聴取（状況、きっかけなどを被害者→周囲の生徒→加害者の順に聴取）

支援と指導

↓ ○被害者への対応（徹底していじめられた生徒の思いを聴いて支援）

↓ ○加害者への対応（思いを聴きつつ、行った行為に対して毅然と指導）

↓ ○観衆、傍観者への対応（いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応）

保護者との連携

○いじめられている生徒の保護者との連携

（速やかに家庭訪問をおこない、事実を正確に伝える）

（徹底して守り、支援することと対応方針を具体的に示す）

（対応経過をこまめに伝え、生徒の様子等の情報提供を受ける）

（安易に終結せず、経過観察方針を伝え、理解と協力を得る）

○いじめている生徒の保護者との連携

（家庭訪問で、事実確認し、重大さを認識してもらう）

（指導経過と生徒の様子を伝え、指導に対する理解を求める）

（誰もがより良く成長することを考えていると伝える）

○保護者との日常的に連携

（各種通信や保護者会などで対応方針を周知し、協力を依頼する）

（問題発生時の対応方針等を明らかにする）

いじめられた生徒、保護者への支援における留意点

- （１） いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- （２） いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な心のケアなどの支援を行う。
- （３） 保護者の不安や怒りについては、誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- （４） 状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

いじめられている生徒は、自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、さらにいじめられるのではないかなど不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多い。屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るくふるまったりすることがある。自分に原因があるからと自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。ストレスや欲求不満の解消を他の生徒に向けることもある。

いじめた生徒への指導または保護者への助言における留意点

- (1) 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、継続的に助言を行う。
- (2) いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、該当生との安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

いじている生徒は、いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行うことが多い。自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることもある。

いじめが起きた集団への働きかけにおける留意点

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」の生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強めることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることが考えられるので、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決をはかる。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題につなげるにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。必要であればスクールカウンセラーとも連携する。

ネット上のいじめへの対応における留意点

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対応チーム会議において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害に遭った生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて管轄警察等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報・技術・家庭」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

6 重大事態への対処・重大事態の意味及び調査

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態として捉える必要がある。学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

○生徒や保護者から「いじめにより重大な被害を生じた」と申し立てがあった場合

- (1) 重大事態が発生した場合には、学校は直ちに市教育委員会に報告する。重大事態の調査は学校が主体になる場合と設置者が主体となる場合があるので市教委の判断による。調査では、当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。このことを念頭に置き、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定のうえ、適切に調査を進める。学校等は、積極的に資料を提供するとともに調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時、適切な方法で説明を行う。調査結果は、学校から市教委、市教委から市長に報告する。

7 家庭、地域、関係機関等との連携

- (1) 保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について、情報交換、協議できる場を設ける。また、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、PTA研修会やホームページ、学校だより等により啓発する。さらに、いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう相談窓口や連絡体制の周知を図る。

- (2) 多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう学校運営協議会、地域学校協働本部等、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求めることが必要である。
- (3) 生徒を社会全体で見守り、健やかな成長を促すためには、学校と地域、家庭との連携が必要である。保護者は生徒の教育について第一義的に責任を負うものであり、いじめを許さない等の規範意識を養うための指導をより適切に行うためには、家庭との連携の強化が重要である。具体的な取組としては、PTAとの共催でいじめの理解やSNS等によるインターネット利用に関する研修会を実施する。学校便りや学校ホームページ等で紹介することを通じて、いじめ問題の重要性の認識を広めることなどが考えられる。
- (4) 学校や地域の状況を踏まえながら、生徒に対して地域の取組などへの参加を促したりする。学校教育の方針やいじめ防止等に関する取組を学校だよりや学校ホームページ、地域における会議等で紹介することを通じて、広報や啓発を図る。学校評価の目標として設定することや、生徒が異年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を企画や実施すること等が考えられる。
- (5) 生徒の関わる学校関係団体の地域組織や行政施設、関係機関等との幅広い連携や協力を進めることが大切である。丹波警察署、丹波警察署青垣駐在所、丹波市教育委員会（丹波市立教育支援センター、学校いじめゼロ支援チーム、教育相談室）、市福祉部子ども福祉課、川西こども家庭センター丹波分室、丹波教育事務所教育相談窓口、ひょうごっ子いじめ相談 24 時間ホットライン、ひょうごっ子悩み相談センター、ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口等関係者に広報・周知する。

8 資料の保管について

- (1) いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象生徒が卒業時まで学校が保管する。
- (2) 回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度終わりから10年間、学校が保管する。
- (4) 保管期限が経過した資料については、丹波市小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

9 その他

- (1) 「青垣中学校いじめ防止等のための学校基本方針」は、実情に応じて見直しを行い、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずる。

別添 1

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

対応の流れ	教職員等の動き
いじめ情報の発見・認知	生徒・教職員・保護者・地域住民が発見・認知
事実報告	第一発見者・認知者が担任に報告 担任が学年主任・生徒指導担当・校長・教頭に報告
生徒指導	些細なトラブルは学年で対応し、即指導 いじめと認知したら、「いじめ対応チーム」を立ち上げる
情報収集（1日目に対応）	いじめ対応チーム会議
事実確認	1 報告・共通理解 （現段階での情報報告と情報整理） 2 調査方針・役割分担決定 （対応の方向性と役割分担を決定） 3 調査班編成 （学年を中心に状況に応じたメンバーを決定） 4 事情聴取 （当事者だけでなく、周りの関係者にも事情聴取）
問題状況の把握	5 報告・事実関係の把握 （事情聴取からの詳細を報告し、整理） 6 指導方針の決定・指導体制の編成 （職員会議や関係機関等の意見を取り入れながら、今後の指導方針や指導体制を決定）
方針決定	7 対応班編成 （状況によりメンバーの決定）
対応	※随時、臨時職員会議を開き、全職員で共通理解する ※加害生徒保護者と被害生徒保護者とも連絡をとり、指導や支援を要請する ※関係機関とも密に報告・連絡・相談をおこない、支援を要請する
解消経過観察	いじめ対応チーム会議を定期的に行き、対応班によるいじめ解消に向けた指導を継続させる 解消後も担任や学年を中心に、継続指導や経過観察をおこなう 全職員で再発防止・未然防止活動に努める

別添2

いじめ防止年間指導計画

月	いじめ対策年間計画	留意点
4 月	・前年度の情報交換、指導記録引き継ぎ【委員会】 ・いじめ対策に係る共通理解【職員会議】 ・いじめ対応チーム会議(基本方針、年間指導計画作成) ・いじめ防止啓発【全校集会】 ・学級開き、学級組織・ルール作り【学級活動】	・いじめ事案関係生徒の引き継ぎ ・全職員でいじめ防止に向けた共通理解
5 月	・人間関係作りの呼び掛け【道徳、行事等】 ・「1学期生活アンケート」の実施 ・SCによる新入生との教育相談 ・校内研修(いじめの早期発見と指導の在り方) ・保護者向けいじめ防止説明と啓発【PTA総会】※4月→5月	・班編成の場面等
6 月	・「いじめ・暴力防止市民フォーラム」に向けて【生徒会】 ・「いじめに係る実態調査」アンケートの実施 ・アンケート調査を受けた教育相談(面談)の実施 ・話し合い活動【学級活動】	・人間関係に変化が出やすい時期
7 月	・1学期を振り返って【学級活動】 ・いじめ対策の点検【職員会議】	・1学期の評価
8 月	・「いじめ・暴力防止市民フォーラム」【丹波市】 ・教育相談等に係る研修会への参加 ・校内研修(事例から学ぶ指導の在り方) ・いじめ対応チーム会議(中間反省と計画の見直し)	・教育相談技術の向上
9 月	・人間関係、学級集団作り【学級活動、行事等】	・生徒の変化確認
10月	・人間関係、学級集団作り【学級活動、行事等】	・生徒の自主的な活動を支援
11月	・「いじめに係る実態調査」アンケートの実施 ・アンケート調査を受けた教育相談(面談)の実施 ・いじめ防止強化月間の取組【生徒会】	・1学期と比較検討
12月	・人権週間(人権意識の高揚) ・「学校評価に係る実態調査」アンケートの実施 ・2学期を振り返って【学級活動】 ・いじめ対策の点検【職員会議】	・人権感覚を高める取組の実施
1 月	・人間関係、学級集団作り【学級活動、行事等】	・生徒の変化確認
2 月	・「いじめに係る実態調査」アンケートの実施 ・アンケート調査を受けた教育相談(面談)の実施	・クラス換えに向けて人間関係の把握
3 月	・記録の整理、引継情報の作成 ・小中、中高連絡会議の実施 ・3学期を振り返って【学級活動】 ・いじめ対応チーム会議(1年間の反省、評価と検証) ・いじめに関する指導についての総括【職員会議】	・来年度へ引き継ぎ

別添 3

重大事態発生時の対応

【 学 校 】

【市教育委員会】

【 市 長 】

